

随意契約理由書

件名	税関前歩道橋詳細設計業務	
契約の相手方	税関前歩道橋詳細設計業務エイト日本技術開発・イー・エー・ユー設計共同体	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
随意契約の理由	<p>本業務は、平成30年度より実施の「税関前歩道橋予備設計業務」(以下「予備設計」という。)を基に行う詳細設計業務である。</p> <p>予備設計では、「税関前歩道橋 設計競技(コンペ)」の募集要項において、三宮周辺地区と新港突堤西地区・みなとのもり公園をつなぐ「渡りたくなる歩道橋」の実現をテーマとして、税関前歩道橋のデザインコンセプトや平面線形、橋梁形式、施工計画等の提案を求め、業者を決定した。</p> <p>設計対象地は、複数の景観法、景観条例に基づく地域の境界上であり、東遊園地の再整備検討などの事業計画も輻輳している。また、阪神高速道路神戸線や地下の電線共同溝等重要な構造物とも近接し、国土交通省が管理する国道2号上に位置している。</p> <p>さらに、主要幹線同士の交差点であることから、阪神高速道路(株)、国土交通省及び兵庫県警をはじめとした公的機関との調整も必要であり、複雑な現場条件をかねているため、予備設計において提案された構造や施工計画の提案内容はエイト日本技術開発、イー・エー・ユー設計共同体の技術や専門性によるところが大きい。</p> <p>当詳細設計業務の実施にあたっては、「税関前歩道橋 設計競技(コンペ)」にて提案されたデザイン案を踏襲しながら設計することが重要であり、デザイン案の著作権は、提案者であるエイト日本技術開発、イー・エー・ユー設計共同体に帰属している。</p> <p>以上より、エイト日本技術開発、イー・エー・ユー設計共同体が本業務を円滑に遂行できる唯一の企業であるため、エイト日本技術開発、イー・エー・ユー設計共同体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約することとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局中部建設事務所	(電話番号078-511-0515)